



証券税制は哲学を持って —資産形成支援税制の提言—

中央大学 法科大学院 教授

森信 茂樹

■ 1. はじめに

本年春以降、証券税制をめぐってさまざまな議論が生じている。

自民党「高齢者の安心と活力を強化するための合同部会」(与謝野馨会長)は、シルバー世代の資産運用の拡大のため、高齢者が受け取る上場株式等の100万円以下の配当、および500万円以下の譲渡益について非課税とする「高齢者投資マル優制度(仮称)」の創設と、預貯金・国債等の元本合計額500万円までは非課税とする「高齢者マル優制度」を提言した(日本経済新聞 5月29日等)。

〈目 次〉

1. はじめに
2. 高齢者マル優制度について
3. 資産形成支援税制の創設
4. 金融所得一体課税の工程表を

また、自民党麻生太郎幹事長は講演で、一人当たり300万円までの株式投資について配当金を非課税とする「証券マル優制度」(仮称)の創設を提案し、福田康夫総理も、「貯蓄から投資へ」の流れを支援する税制についての検討を茂木敏充金融担当大臣に指示したと報じられている(各紙8月9日朝刊)。

このような自民党の動向の詳細は必ずしも明らかではないが、どうやら、昨年末に決定された09年度以降の証券税制の結論が、秋以降改めて議論されることになりそうだ。

証券税制は、日々市場で大量に取引される有価証券を取り扱うものだけに、投資家等に与える影響も大きく、選挙目当ての思いつきでなく、これまで長年にわたって議論を積み重ね実行に移してきた「金融所得一体課税」と整合性の取れたものにする必要がある。また、金融取引に伴う税金の処理を効果的・効率的に行うには、システムを活用することが必須で、システムに負荷をかけない税制にす

ることが重要だ。さらには、急速に普及しつつある「特定口座制度」を活用していくことも大きなカギとなる。

以下、そのような点に配慮しつつ、上記2つの提案・発言を材料として、今後の証券税制を考えてみたい。

■ 2. 高齢者マル優制度について

(1) 金融所得一体課税との整合性

なぜ高齢者の金融所得を税制優遇する必要があるのか。おそらく誰もが納得する根拠としては、勤労所得のなくなった高齢者にとって貴重な資産運用からの所得を、少しでも多く確保し、生活の足しにしたいという配慮であろう。それはとりもなおさず、公的年金や社会保障といった政府の関与の大きい分野のさらなる肥大化を防ぐことにつながるので、一定の根拠を持つ政策であるといえよう。

しかし、わが国には、マル優制度をめぐっての苦い経験があり、そのような優遇税制は、基本的には金融税制を複雑にすることから望ましいものではないが、政治的に導入することとなる場合には、極力効果的・効率的なものにする必要がある。それはとりもなおさず、これまで数年にわたって議論を積み上げてきた、「金融所得一体課税」を踏まえた制度づくりにすることもある。具体的には、次のような点への配慮が必要である。

これまでの金融所得一体課税は、金融商品間の課税面での中立性ということが大きな要素であった。つまり、預金・国債等の預金性の金融商品の税制と、株式や投資信託の配当、譲渡益等を生じる金融商品の税制を同じものにするという思想である。従って、これらの金融商品を幅広く取り込んだ上で、それら所得間での損益通算を認め、それに対して必要に応じ優遇税制を行うことが必要である。

現在、金融商品から生じる所得（以下、金融所得）に対して簡素で、中立的に課税する税制に変えていくという観点から、一体課税化の範囲の拡大が図られつつある。2009年から株式譲渡損益と配当所得との損益通算が認められ、2010年からは特定口座（源泉徴収口座）内での損益通算も既に決まっている。また、利子所得の一体課税化も今後日程にのぼってくると予想される。一体課税のメリットは、単に金融所得以外の所得と分離して同一税率で課税するというだけでなく、金融所得に損失が生じた場合、他の金融所得と損益通算ができるることにより投資家のリスクテイクを拡大する点にあるので、マル優制度を検討していく際には、利子所得や配当所得、譲渡所得なども含め損益通算を行った後の金融所得（の一定額）を非課税にするということが必要である。

しかし、現実には、預貯金を中心に扱う「銀行」と株式を中心に扱う「証券会社」との垣根が存在しており、これは当面はなくなりそうもない。その上、利子所得の一体課税

化には、システムの対応まで考えれば、最短でも3年程度はかかると予想される。

そこで、当面、証券会社には、配当や譲渡益等の損益通算が可能で、損益通算後の金融所得に対して税制面が優遇される「投資口座」を、銀行には、一定額の元本額についての拠出を認め利子所得を税制優遇する「預金・国債等管理口座」を、と2つを区別して認めるにせざるを得ないだろう。限度額については、本来なら投資元本の金額で決めるべきだが、現在のように金利の低い状況下では、投資口座は金融所得の額で、預金口座は預入れ元本額で、という変則的な決め方にならざるを得ない。

(2) 簡素な制度

金融所得一体課税のもう1つの柱は、簡素な納税システムである。自民党の部会で提言されているマル優制度では、配当100万円まで、譲渡益500万円までとする非課税枠を超過した部分の所得に対する課税方法についての具体的な内容は不明である。非課税枠を超過した部分の所得に対しては申告・納税の義務が生じるが、金融機関側での顧客説明や税務当局側における課税漏れの確認など税務執行の実務面に大きな負荷をかけないような工夫が必要である。そこで、マル優制度を導入する際には、わが国において広く浸透している特定口座（源泉徴収口座）を活用し、非課税枠を超えた所得の管理・納税について、特定口座を管理する金融機関が源泉徴収を行い納

付し、納税が完了するような仕組み（事実上の源泉分離課税）にすることである。

(3) 具体的改善案

以上を踏まえ、次の2つの口座の導入が望ましい。

「高齢者投資マル優口座」については、現行の特定口座を活用し、口座内で生じた投資性の金融所得の損益通算を行い、損益通算後の金融所得一定額を非課税とする。その上で、非課税枠を超過した金融所得に対しては、金融機関の源泉徴収によって納税が完了するような口座設計にする。

「高齢者マル優口座」については、預金・国債等に限定して運用する口座を金融機関につくり、元本額の管理を行う。

重要なことは、業界問題がなくなれば、納税者利便の観点から上記2つを一体化するとともに、中期的にはこれから述べる「資産形成支援税制」に一本化することである。

3. 資産形成支援税制の創設

(1) 世代間の不公平と自助努力の支援

高齢者マル優制度を導入することは、高齢者の資産形成の拡充につながる効果を持つ一方で、現在の高齢者の金融所得を優遇することは、公的保険の賦課制度に代表される世代

(参考) IRA型、Roth IRA・ISA型にみる税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の 納税額	10年後の 元本+運用益	10年間の 納税額	10年後の 税引後手取り額
①IRA型	100	非課税	163 $(100 \times (1.05)^{10})$	33	130
②Roth IRA ・ISA型	80 (課税後)	20	130 $(80 \times (1.05)^{10})$	非課税	130
③所得課税	80 (同上)	20	126	8	118

(注1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%と仮定する。

(注2) IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引出し時に非課税となるRoth IRA型がある。また、ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA型と同じ仕組みである。

(注3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。

間の不公平を、さらに拡大することにもつながりかねない。そのため、現在の高齢者のためだけの制度を、「資産形成支援税制」として、勤労世代の資産形成を支援する税制にかえていく必要がある。

運用益の受取時に年齢制限（例えば65歳）を付与して、受益を高齢者に限定しつつ、勤労世代を対象とした同様の制度を導入することで、現在の若年層も含めた幅広い制度となる。導入時期として、配当、譲渡益に対する優遇税率が本則の税率に戻る3年後の2011年を目処とすることが考えられる。3年後には、利子所得も含めた金融所得一体課税が完成し、その上で資産形成支援税制も導入されるという姿である。

税制優遇の方法には、「課税後拠出、運用時・引出し時非課税」と「拠出時・運用時非

課税、引出し時課税」の2つがある。米国の例をとれば、Roth IRAが前者、IRAや401(k)が後者である。別表に付けたとおり、この2つは消費課税の思想に立つもので、税引き後の手取りを計算すると、別表のとおり同値であるが、納税者にとって分かりやすく、引出し時に申告の必要がなく、利便性の高いのは、「課税後拠出、運用時・引出し時非課税」(Roth IRAタイプ)である。

具体的には、金融所得一体課税との整合性が取れ、投資行動を歪めることなく簡素な制度とする観点から、毎年の拠出額を管理しつつ（例えば年間100万円）、その拠出額によって生み出された金融所得に税制優遇措置を与える方法が望ましい。

この制度を考える際には、国民が自助努力で行う高齢期のための資産形成への税制支

援という観点から、公的年金制度や401(k)等に対する税制措置の見直しも含め、抜本的な検討を行う必要がある。現在、わが国の年金制度について、基礎年金部分の全額税方式の議論が行われているが、いわゆる2階建て、3階建て部分の見直しも併せ議論する必要がある。米国や英国においては、Roth IRAやISAなど（私的年金）、国民の自助努力による資産形成を促進する税制優遇制度が存在し、広く浸透している。

具体案として、次のような制度設計を提言したい。

（2）資産形成支援税制の創設

勤労世代も含めた国民の老後の資産形成という自助努力を支援する観点から、「資産形成支援税制」の制度を創設する。勤労世代に、毎年の拠出額100万円を限度とする「投資型特定口座」と「預金・国債型特定口座」のそれぞれ1口座の開設を認め、課税後の所得からの拠出を行い、運用時・引出し時は非課税とする。システムの対応に要する期間を考慮する必要があるものの、配当や譲渡益に対する優遇税率が本則に戻る2011年を導入の目処とする。業界問題がなくなり次第「資産形成支援口座」に一本化する。口座からの引出しは、一定年齢まで（例えば65歳）認めない。やむを得ず引き出す場合には、非適格として所得部分に20%の課税を行う。また、期間的に十分な拠出が行えない高齢者への配慮とし

て、制度開始時に一定年齢以上となっている高齢者（例えば60歳）の口座開設時に1,000万円（100万円×10年分相当）まで拠出を認める。併せて、年金制度、401(k)の税制等を抜本的・整合的に見直し、国民の資産形成を、国家が限られた財源で支援する制度とする。

■ 4. 金融所得一体課税の工程表を

これまで見てきたように、昨年末の税制改正の結論について、改めて議論が行われる可能性が出てきた。しかし優遇税制のほうにはかりエネルギーが向けられると、肝心の一体課税のほうが進まなくなる。利子所得の一体課税化を完成させることにより、優遇税制の導入もより効果的になるので、一体化を急ぐべきだ。

金融商品や所得の種類ごとにバラバラになっている課税方式を20%分離課税で統一するとともに、株式譲渡損失など金融商品投資から生じる損失との損益通算の範囲をできるだけ拡大し、金融所得課税の一体化を図ることの必要性については、これまでいろいろと述べてきたところで繰り返さないが、今後の課題としては次のような点がある。

預金、公社債、公社債投資信託や外貨建商品などの一体化に向けた検討を進める必要がある。国民が広く活用している銀行預金については、実務対応の準備期間が導入決定から

3年程度必要と想定されるので、今年中の決定と2011年的一体化を目指すことが望ましい。他方で、システム対応の負荷が限定的な証券先物取引やオプション取引などのデリバティブについては、2011年より前の一体化も考えられる。

いずれにしても、金融所得一体課税の対象となる金融商品に目標年次を定めた工程表を合意し、金融機関や納税者の予見可能性を確保した上で進めていくことが望ましい。

その際、簡素な税制、システム対応が可能な税制の構築が必要で、例えば損益通算の上限は極力設けるべきではない。譲渡損失を実現するタイミングを納税者が任意に選べることや、譲渡所得と経常所得との相違から、利子所得を一体化する場合には、譲渡損失等との損益通算の制限が予想されるが、このような制限は、金融商品間の中立性を損ない、利子の代わりに配当で収益を受け取ることが可能な投資信託等に投資がシフトすることも考えられる。また、上限管理のためには、納税者の申告が必要となるが、特定口座（源泉徴収口座）の投資家に上限を超えた部分の申告を行わせることは、口座の利便性を損わせるという問題が生じる。そこで、金融所得一体課税においては、総合課税の対象となる他の所得との損益通算は遮断した上で、金融所得間の通算は上限なしで認めるべきである。

そのほか、公社債に対する課税方法を株式並み課税とすること、公社債投信と株式投信との課税方法を均衡化すること、外貨建金融

商品については、利子・配当、譲渡・償還損益、為替差損益などの所得をすべて金融所得として他の金融所得との損益通算を認めること等に向けて検討を進めていく必要がある。

近々、私が座長を務め、税制専門家・証券界・金融界・経団連等の有志の研究会である「金融税制研究会」が、金融所得一体課税の残された課題についての提言を行う予定（提言内容は、ジャパン・タックス・インスティチュートのホームページ japantax.jp に公表）なので、ご参考いただきたい。

